

熱中症対策に資する現場管理費の補正について

令和7年10月28日

工務管理課長

宮崎県企業局では、近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について、下記のとおり現場管理費の補正を試行します。

記

1. 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

2. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が摂氏30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が摂氏30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$

3. 補正方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$

(注) 1. 補正係数は1.2とする。

2. 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

3. 補正値は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正值)

4 . 気温の計測方法等

(1) 計測方法

受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を施工計画書に記載し、工事着手前までに提出する。

真夏日の確認は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (W B G T) を用いることを標準とする。

なお、W B G T を用いる場合は、W B G T が 2 5 以上となる日を真夏日とみなす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 計測結果の報告

受注者は、施工計画書に基づき、真夏日の確認を含めた計測結果の資料を発注者に提出する。

5 . 積算方法

発注者は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、真夏日率を算出し現場管理費率に加算するものとする。

なお、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高 2 % とする。

6 . 特記仕様書等

「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を試行する工事は、特記仕様書において、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である旨等を明示するものとする。

なお、特記仕様書の記載例を以下に示す。

第○条

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（令和 7 年 1 0 月 2 8 日）」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正について（令和 7 年 1 0 月 2 8 日）」は、宮崎県企業局ホームページから取得できる。

7 . 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

8．既契約工事等における取扱い

既契約工事等については、発注者が工事打合簿により試行対象工事である旨を通知し、受発注者協議により「基準日」を定める。

なお、通知の内容は「特記仕様書」に準じる。

(1) 気温の計測期間

当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。
計測方法等については、「4．気温の計測方法等」に準じる。

(2) 積算方法等

真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$
--

その他の積算方法は、「5．積算方法」によるものとする。

9．その他

上記の取扱いについて、施工場所の実情等により、対応が困難な場合については、これらに寄らないことができる。